

川崎市都市型コミュニティ検討委員会開催経過

	月 日	議 題	内 容 等
平成 20 年 度	第 1 回 5 月 23 日(金) 10:20~12:00	1. 委嘱式 2. 委員長、副委員長の選出 3. 都市型コミュニティ推進事業について 4. 都市型コミュニティの考え方 5. 今後の進め方	1. 委嘱式 2. 武藤委員長、犬塚副委員長に決定。 3. 事業の背景、概要から委員会の役割等を確認できた。 4. 都市型コミュニティは各種団体のつながりであることを確認できた。 5. 今後のスケジュールを確認した。(20年度中に中間報告、21年度中に最終報告)
	第 2 回 7 月 18 日(金) 15:00~17:30	1. 川崎市の町内会・自治会の現状について 2. 川崎市の活動事例について	1. 町内会・自治会が抱える課題・負担はさまざまあるが、地域全体の課題・負担であるとの認識を持ち、連携により軽減していくことが重要であるということを確認できた。 2. 人や団体のつながり等、今後の都市型コミュニティづくりを考えるきっかけとすることができた。
	第 3 回 9 月 8 日(月) 15:00~17:00	1. 川崎市自治推進委員会について 2. 地域教育会議について 3. 都市型コミュニティ検討のための前提として 4. 川崎市の3つの活動事例から読み取れること	1. 区民会議委員はコーディネーターの役割を果たすことを期待されており、今後の動向には注目する必要があることを確認した。 2. 地域教育会議の理念、設立経緯、活動を知ることにより、今後のコミュニティ形成の参考とすることができた。 3. 都市型コミュニティ＝川崎型という考えや地域差を考慮したコミュニティ施策の必要性を確認し、今後のコミュニティ形成の参考とすることができた。 4. 地域の力をコミュニティガバナンス、問題解決力、ソーシャルキャピタルの3つに要素分解し、事例検証においてどのような視点が重要であるかを確認することができた。
	第 4 回 10 月 20 日(月) 14:00~16:30	1. 政令指定都市のコミュニティ施策について 2. 中間報告書の構成について(案)	1. 先進政令指定都市の具体的な取り組みを知ることにより、今後のコミュニティ形成の参考とすることができた。 2. 図式化することにより都市型コミュニティのイメージの共有化が可能になるということを確認した。 中間報告書の方向性を確認することができた。
	第 5 回 12 月 8 日(月) 14:30~17:15	1. 都市型コミュニティのイメージについて 2. 川崎市のコミュニティ事例 3. 川崎市のコミュニティ施策	1. イメージ図を参考に、地域における各種団体の連携は、1つの形に固執することなく、地域特性などによってさまざまな形があっても良いのではないかということを確認した。 2. 3つの事例を模造紙を使ってイメージ化することにより、地域における連携のあり方など、今後の都市型コミュニティ形成の参考とすることができた。 3. 検討時間が足らず次回議題となった。

平成21年度	第6回 1月15日(木) 14:00~16:45	1. 川崎市のコミュニティ活動事例における「連携」の状況について 2. 都市型コミュニティのイメージについて 3. 川崎市におけるコミュニティ施策 4. 中間報告書の構成(案)について	1. 多様な主体の関わり方、場面に応じたイニシアチブの変化など、「連携」に必要な要素の抽出ができた。 2. イメージ図により「都市型コミュニティ」について共通認識が得られた。 3. 川崎市のコミュニティ施策の変遷、都市型コミュニティ検討に至る経過を確認した。 4. 中間報告書の構成(案)について説明し、次回に素案を提示することになった。
	第7回 2月27日(金) 13:45~16:15	1. 中間報告書(素案)について	1. 中間報告書(素案)について意見が出され、次回、修正したものを再度検討することになった。
	第8回 3月27日(金) 13:30~16:15	1. 中間報告書(素案)について	1. 中間報告書(素案)について意見が出され、次回、修正したものを確認し、確定することとなった。
	第9回 5月15日(金) 14:00~16:30	1. 中間報告書について 2. 平成21年度スケジュールについて 3. フォーラム開催について	1. 中間報告書を確認し、確定した。 2. 平成21年度のスケジュールについて確認した。 3. 中間報告書の説明と市民から意見を受けるフォーラムを実施することとなった。 4. フォーラムの構成、役割分担等、具体的な内容について確認した。
	都市型コミュニティ中間報告フォーラム 7月4日(土) 14:00~16:30	1. 主催者あいさつ 2. 委員会からの「中間報告書」の説明 3. グループに分かれての意見交換会 4. フォーラムのまとめ	1. 委員会から中間報告書について説明した (1) 検討の背景とこれまでの経過について (2) 活動事例に見る「連携」の状況について (3) 都市型コミュニティ推進の検討課題について 2. 4つのグループに分かれ、意見交換会を行い、グループごとに発表した。 3. 委員長からのコメントとフォーラムのまとめを行なった。
	第10回 9月28日(月) 14:00~16:00	1. 委嘱状交付 2. 中間報告フォーラムの結果について 3. 報告書の構成案と内容について 4. 都市型コミュニティ推進の検討課題について	1. 委員変更のため委嘱状交付 2. 中間報告フォーラムでの意見やアンケート結果について報告した。 3. 最終報告書の構成、検討課題の執筆分担及び今後のスケジュールについて検討した。 4. 都市型コミュニティ推進の課題である、活動の区域と場や人材について検討した。
	第11回 10月19日(月) 14:00~16:30	1. 都市型コミュニティ推進の検討課題について	1. 都市型コミュニティ推進の課題である、場、人材、資金、連携・情報について検討した。
	第12回 11月16日(月) 14:00~17:00	1. 最終報告書(素案)について	1. 各委員より、執筆した検討課題について発表した。 2. 発表された内容を基に、最終報告に向けて検討した。
	第13回 12月7日(月) 14:00~17:10	1. 最終報告書(素案)について	1. 最終報告書(素案)について検討し、次回、修正したものを再度検討することになった。
第14回 2月1日(月) 14:00~16:00	1. 最終報告書(素案)について	1. 最終報告書(素案)について検討した。	

川崎市都市型コミュニティ検討委員会委員名簿

(平成22年3月31日現在)

	ふり 氏が 名	選出区分	所 属
委員長	むとう ひろみ 武藤 博己	学識経験者	法政大学大学院教授
副委員長	いぬづか ひろまさ 犬塚 裕雅	学識経験者	NPO法人 コミュニティ・ コーディネーターズ・タンク理事
委員	たにもと ゆみこ 谷本 有美子	学識経験者	法政大学兼任講師
委員	おぐら けいこ 小倉 敬子	団体推薦	財団法人かわさき市民活動センター
委員	こばやし みねこ 小林 美年子	団体推薦	川崎市青少年育成推進委員会
委員	さいとう しとし 斉藤 準	団体推薦	社会福祉法人川崎市社会福祉協議会
委員	まつもと ひろむ 松本 弘	団体推薦	川崎市地域教育会議推進協議会
委員	よしざき たかお 吉崎 隆男	団体推薦	川崎市全町内会連合会
委員	よしふさ しょうぞう 吉房 正三 (～21.8.31) ながせ まさよし 長瀬 政義 (21.9.1～)	団体推薦	川崎市全町内会連合会
委員	わだ よしもり 和田 義盛	団体推薦	社団法人川崎市商店街連合会
委員	たかまつ あきら 高松 昭	公募市民	公募市民
委員	みたに ますみ 三谷 益巳	公募市民	公募市民

(定数12名 敬称略 選出区分ごとの五十音順)

川崎市都市型コミュニティ検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民が地域課題の解決に取り組めるコミュニティの仕組づくりに向け課題や必要な取り組み等を検討することにより、住民組織活動の活性化と自治意識の高揚を図ることを目的として、川崎市都市型コミュニティ検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 都市型コミュニティ(地域団体連携推進)の実態調査・検証に関すること
- (2) 都市型コミュニティのあり方や推進策の検討に関すること
- (3) その他都市型コミュニティの推進に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 検討委員会は、委員12人以内をもって構成する。

2 委員は、学識経験者、団体関係者及び公募市民から、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(招集)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係者の出席)

第7条 委員会において委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民・子ども局市民生活部市民協働推進課において処理する。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

川崎市都市型コミュニティ検討委員会報告書

平成22年3月

編集・発行 川崎市都市型コミュニティ検討委員会

事務局 川崎市市民・子ども局市民協働推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044-200-2481 FAX 044-200-3912

E-mail 25simin@city.kawasaki.jp